

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第 6 号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則の一部を次のように改正する。

(別記第 2) 第 12 号, 第 19 号及び第 23 号中「調整手当」を「地域手当」
に改める。

附 則

この規則は, 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)